

訪問薬剤管理指導の事例④

※医師、看護師、介護士、薬剤師等がカンファレンスを実施

女性患者 81歳

排尿障害

↓
エチカーム・テルネリン・ヒベルナの抗コリン作用による副作用を疑い、
3剤の中止を提案 ⇒ エチカームとヒベルナの使用を中止

↓
結果：**排尿困難を改善**。その後、ウブレチドの中止を提案

⇒ ウブレチドの使用を中止

↓
中止後も**排尿順調**

その後：「立位が取りにくい」(介護士からの情報あり)

↓
テルネリンの中止を再度提案 ⇒ テルネリンの使用を中止

↓
結果：立位は完全に改善されていないが、座位がかなり改善。
関節拘縮の悪化は見られず。

当初16種類 → 11種類に減かつ副作用減、ADLとQOLはアップ

16種類

①シンベラミンD錠0.25mg	1T
エチカーム錠0.5mg	1T
分1 就寝前	
②エプランチルカプセル15mg	2C
ガスリックD錠10mg	2T
分2 朝・夕食後	
③アムロジンOD錠5mg	1T
プロプレス錠4	4mg 1T
分1 朝食後	
④テルネリン錠1mg	1T
パキシル錠10mg	1T
ドンペリドン錠10mg「EMEC」	1T
ヒベルナ糖衣錠25mg	1T
グリノラート錠25mg	1T
分1 夕食後	
⑤デニスパン錠5mg	3T
ムコスタ錠100	100mg 3T
⑥酸化マグネシウム	1.5g
ラックビー微粒	3g
ガスモチン錠5mg	3T
分3 毎食後	

11種類

①シンベラミンD錠0.25mg	1T
ジルテック錠10	10mg 1T
分1 就寝前	
②エプランチルカプセル15mg	2C
ガスリックD錠10mg	2T
重質酸化マグネシウム「ケンエー」	1g
分2 朝・夕食後	
③プロプレス錠4	4mg 1T
分1 朝食後	
④パキシル錠10mg	1T
グリノラート錠25mg	1T
分1 夕食後	
⑤ムコスタ錠100	100mg 3T
ピオフェルミン	3g
ガスモチン錠5mg	3T
分3 毎食後	

訪問薬剤管理指導の事例⑤

※緊急時の対応(主治医に確認が取れなかった場合)

男性患者 在宅にて療養(都内在住)

金曜日の夕方に訪問の際、頭痛および発熱(38.0度)の症状の訴えあり



主治医に電話(診療所、携帯)をしたが連絡取れず



過去にカロナール錠200mg(1回2錠)の服用歴があることを確認(薬歴)



ケアマネジャーおよび訪問看護師に連絡・協議の上、
カロナール錠200mgの5回分の服用を決定(薬局から持参)



後日、主治医に報告

注)主治医と連絡が取れない場合を想定して、あらかじめ主治医からは、
連絡が取れなかった場合には、その状況を多職種と連絡・協議の上で、
服用させるよう事前の指示を受けていた。

訪問薬剤管理指導の 実施上の主な課題

- 薬局・薬剤師に何ができるのか(在宅患者訪問薬剤管理指導業務)について、認知度が低い。
- 医療機関や患者側から見て、薬局に関する情報少ない、わからない。
- 在宅医療参画へのプロセスが明確でない。
- チーム医療の一員としての明確化や、地域連携クリティカルパスにおける役割の明確化などが不可欠。

【参考】 諸外国における薬剤師業務

①米国薬剤師の場合

～主な特徴(Model State Pharmacy Actより)～

- 1) 各州ごとにBoard of Pharmacyを設置して薬事規制を実施
- 2) インターン教育の義務付け
- 3) 代替調剤、リフィルを認めていること
- 4) コラボレーティブ ファーマシー プラクティス (Collaborative Pharmacy Practice) について規定
- 5) レトロスペクティブなレジメンレビューを規定
- 6) 患者のプライバシーを守れる設備の設置の義務
- 7) 薬局のQuality Improvement Programの義務付け

Collaborative Drug Therapy Management (CDTM)

- 米国の薬剤師は、Collaborative Drug Therapy Management (CDTM)によって、いわゆる調剤業務に加えて、医薬品の処方や、処方変更、修正や治療中止などの薬物療法のマネージングを行っている。
- CDTMは、1997年にAmerican College of Clinical Pharmacy (ACCP)が提唱。2008年現在、45の州及び1つのテリトリー(グアム)が導入。

～Model State Pharmacy Actにおける規定～

“コラボレーティブ ファーマシー プラクティス” は、一定の条件下で医師が承認した「薬剤師が患者ケアのために行う業務を規定したプロトコール」に基づき、薬剤師が医師と任意に協力して行う診療行為。(NABPにおけるCDTMに関する法の規定のあり方)

“コラボレーティブ ファーマシー プラクティス アグリーメント” は、法令に規定された“Medication Therapy Management: MTM”を目的とした“コラボレーティブ ファーマシー プラクティス”を提供するために、医師と薬剤師が合意した文書。